

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための
救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策に係る補助金交付要綱

令和2年8月21日 制定

(通則)

第1条 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策に係る補助金の交付については、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和2年6月16日厚生労働省発医政第0616第1号、厚生労働省発健0616第6号、厚生労働省発薬生第65号厚生労働事務次官通知の別紙）、北海道令和2年度感染疑い患者受入医療機関設備整備等事業費補助金交付要綱、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年6月29日訓令第24号）に定めるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

(目的)

第2条 発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急医療・周産期医療・小児医療の体制確保を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新型コロナウイルス感染症 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）に規定される、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものをいう。

(2) 補助事業者 市からの依頼を受けて、疑い患者を受け入れるための体制を確保した市内医療機関のうち、救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担い、次のいずれにも該当する医療機関をいう。なお、補助事業者のリストは、「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」として、道内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門及び消防機関に共有されることとし、補助事業者はこれに同意したものとする。

ア 救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等であること。

イ 救急隊から疑い患者の受入要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れる医療機関であること。ただし、受入患者の入院加療が必要と判断された場合、受入医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わない。

(3) 初度設備費 新設・増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品

購入費をいう。

- (4) 簡易診療室 テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。
- (5) 消毒 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」（平成30年12月27日健感発1227第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に準じて行う消毒をいう。

（補助対象経費及び補助金額）

第4条 この要綱における補助対象経費及び補助金額は、次の各号により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 院内感染を防止するための設備整備等に係る経費。ただし、救急医療・周産期医療・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限る。

ア 初度設備費 1床当たり 133,000円

イ 個人防護具 1人当たり 3,600円

ウ 簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円

エ 簡易ベッド 1台当たり 51,400円

オ 簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額

カ HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000円

キ HEPAフィルター付パーテーション 1台当たり 205,000円

ク 消毒経費 実費相当額

ケ 救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品 1施設当たり 300,000円

コ 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器 1台当たり 1,500,000円

- (2) 一定の診療体制を確保するために係る経費。ただし、従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。

ア 99床以下の医療機関 20,000,000円

イ 100床以上の医療機関 30,000,000円

ウ 以降100床ごとに10,000,000円を上限額に追加

エ 新型コロナウイルス感染症患者の入院受入を割り当てた医療機関には、上限額に10,000,000円を加算

（補助金の交付申請）

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは交付申請書（様式1）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 感染疑い患者受入医療機関設備整備計画書（様式2）
- (2) 支援金支給事業交付申請書（様式3）
- (3) その他参考となるべき書類

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、「北海道感染疑い患者受入医療機関設備整備等事業補助金交付要綱 6」に定める条件と同一の条件を付するものとする。この場合において「知事」とあるものは「市長」と読み替えるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、交付決定通知書(様式4)により通知するものとする。

2 市長は、補助金の不交付を決定した場合には、不交付決定通知書(様式5)により通知するものとする。

(変更承認)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書(様式6)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは変更の承認を決定し、変更承認通知書(様式7)により通知する。

(中止承認等)

第9条 申請者は、第6条又は前条第2項による通知を受けた後、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式8)を提出しなければならない。

2 市長は、前項による中止承認申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは中止の承認を決定し、中止承認通知書(様式9)により通知する。

3 申請者は、補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第10条 申請者は、補助対象事業が完了したとき(補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、市長に事業等報告書(様式10)を提出しなければならない。

2 前項の事業報告書に次に定める書類を添付するものとする。

- (1) 感染疑い患者受入医療機関設備整備実施報告書(様式11)
- (2) 支援金支給事業実績報告書(様式12)
- (3) 補助金の申請に係る支出がわかる契約書の写し、納品書の写し等
- (4) その他参考となるべき書類

(補助金の確定)

第11条 市長は前条の規定による事業報告を受けた場合、報告書等の書類の審査及び必要に応じて

現地調査を行い、補助金の交付決定（変更承認）の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、補助金の額を決定し、補助金確定通知書(様式 13)により通知するものとする。

（補助金の交付）

第 12 条 市長は、前条の規定による補助金額の確定の通知後、申請者から請求があったときは、速やかに補助金を交付する。ただし、事業の性質上、補助対象事業の終了前であっても、補助事業者からの申請・請求により交付することが適切と認めるときには、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程に第 8 条に基づき、一括又は分割して概算額を交付することができる。

（補足）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年 6 月 29 日訓令第 24 号）等に基づき保健福祉局医務監が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 21 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日に遡って適用する。